

# 【医療費通知を活用した医療費控除申告簡素化】

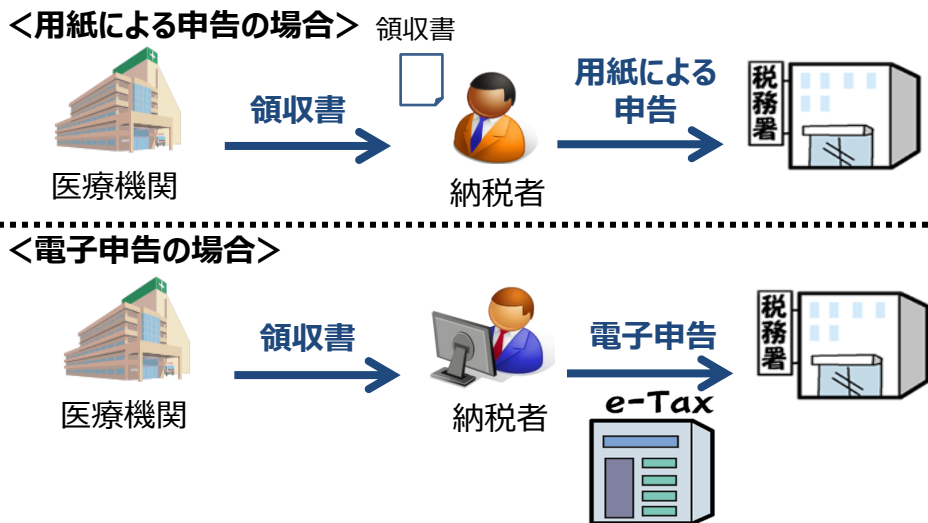
## 概要

平成29年度税制改正により、医療費控除申告の際に、医療保険者から交付を受けた医療費通知を活用できるようになりました（平成29年分申告から適用）。

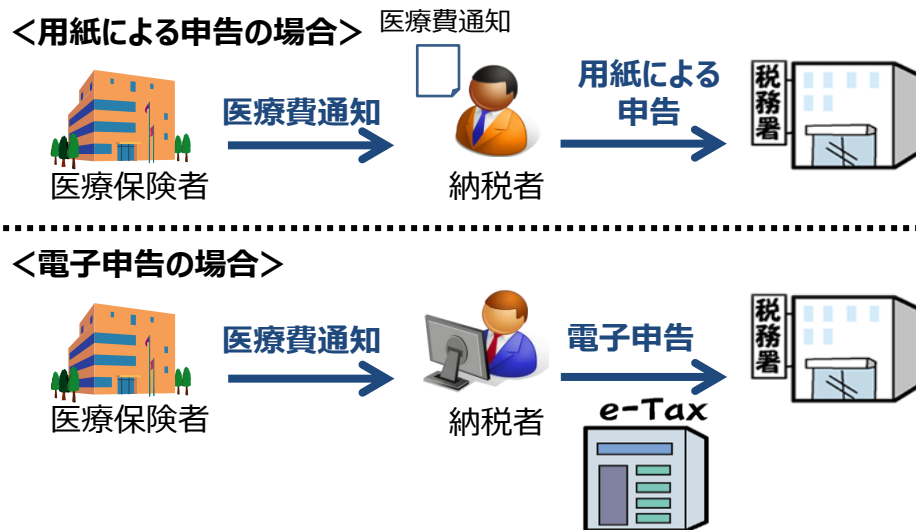
### 制度概要

- 所得税等における医療費控除は、医療機関等の1年分の領収書を収集することや、電子申告の際に詳細なデータを入力することなど、申告者の負担が比較的大きい等の課題がある。そのため、**医療保険者の医療費通知を活用し、医療費控除の申告手続を簡素化する。**
- 具体的には、用紙による申告・電子申告ともに、医療機関等の領収書の保存等に代えて、医療保険者の医療費通知を確定申告書に添付する明細書として活用することにより、医療費控除の申告手続を行うことができるようにする。

### これまで



### 今後



# 【医療費通知を活用した医療費控除申告簡素化】

## 医療費控除申告に使用できる医療費通知の記載必須項目

- 医療費控除申告に使用できる医療費通知については、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第41号）により規定された以下の項目を記載するほか、電子申告については、保険者による電子署名が行われているなど国税庁が定める仕様に準拠していただく必要があります。
- 今回の省令改正により、医療費通知自体の目的や位置づけが変わるものではありません。また、これらの項目を医療費通知に記載することを義務づけるものではありません。

### 医療費通知記載項目（医療費控除申請用） ※健康保険法施行規則の例

#### ① 被保険者又はその被扶養者の氏名

※ 被保険者分及び被扶養者分をまとめて世帯単位での作成も可。

#### ② 療養を受けた年月

#### ③ 療養を受けた者の氏名

#### ④ 療養を受けた病院、診療所、薬局その他の者の名称

#### ⑤ 被保険者又はその被扶養者が支払った医療費の額

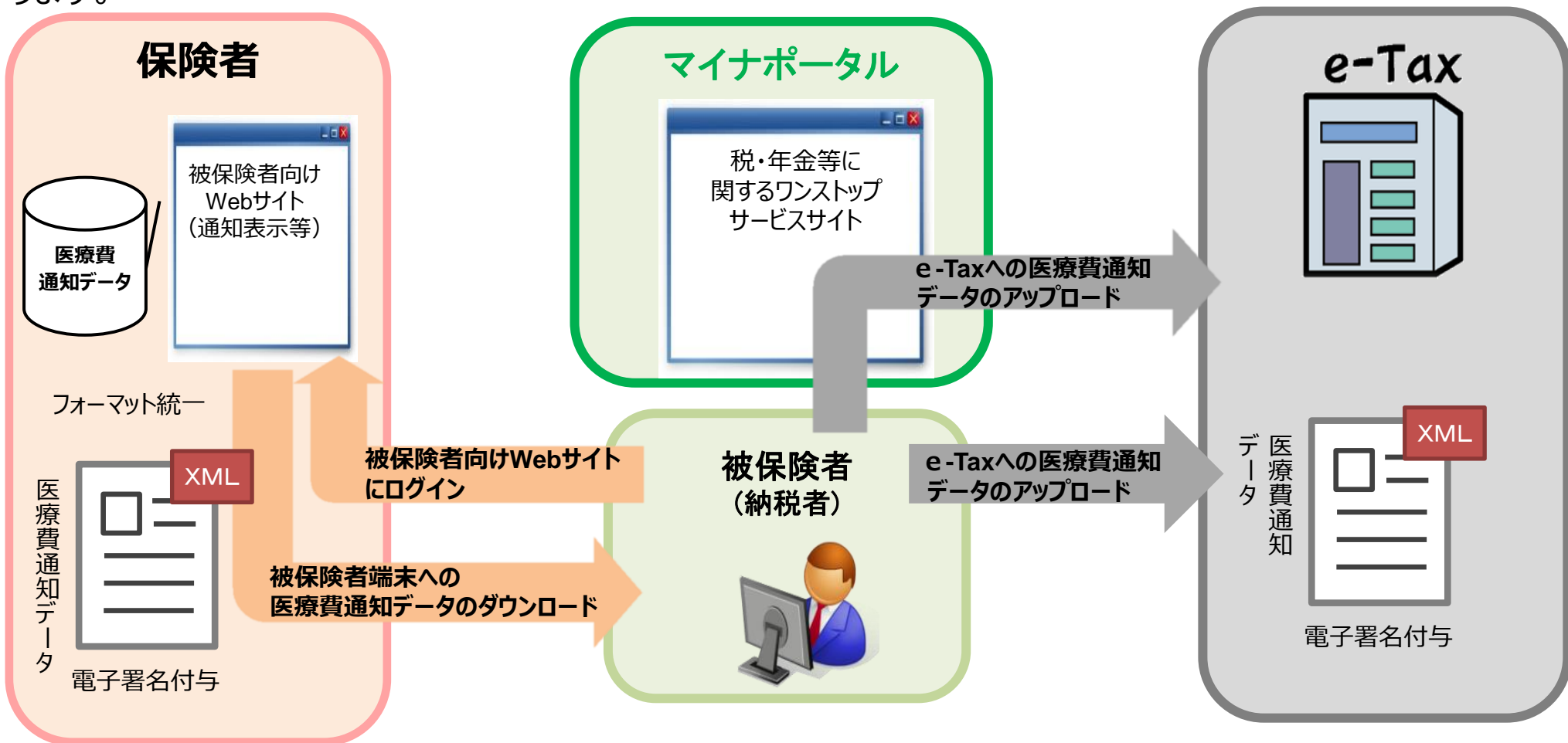
※ 自己負担相当額の記載をお願いいたします。保険者が把握できない（医療費通知に反映できない）部分の取扱いについては、別途Q & Aによりお示しします。

#### ⑥ 保険者の名称

# 【医療費通知を活用した医療費控除申告簡素化】

## 医療費通知を活用して医療費控除の電子申告をする場合の流れ（イメージ）

平成29年分の電子申告（平成30年1月～）については、被保険者が、被保険者向けWebサイトにログインし、被保険者端末へ医療費通知をダウンロードした後、e-Taxへ医療費通知をアップロードする方式となります。



一 個人所得課税

6 その他

(国 税)

(3) 医療費控除又は特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の適用を受ける者は、現行の医療費の領収書又は医薬品購入費の領収書の添付又は提示に代えて、医療費の明細書又は医薬品購入費の明細書を確定申告書の提出の際に添付しなければならないこととする。

この場合において、税務署長は、確定申告期限等から5年間、当該適用に係る医療費の領収書（次に掲げるものを除く。）又は医薬品購入費の領収書の提示又は提出を求めることができることとし、当該求めがあったときは、その適用を受ける者は、これらの領収書の提示又は提出をしなければならない。

① 確定申告書の提出の際に、医療保険者から交付を受けた医療費通知書を医療費の明細書として添付した場合における当該医療費通知書に係る医療費の領収書

② 電子情報処理組織を使用して確定申告を行った際に、医療保険者から通知を受けた医療費通知情報でその医療保険者の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書が付されたものを医療費の明細書として送信した場合における当該医療費通知情報に係る医療費の領収書

(注1) 上記の改正は、平成29年分以後の確定申告書を平成30年1月1日以後に提出する場合について適用する。

(注2) 経過措置として、平成29年分から平成31年分までの確定申告については、現行の医療費の領収書又は医薬品購入費の領収書の添付又は提示による医療費控除又はセルフメディケーション税制の適用もできることとする。

(地方税)

〈個人住民税〉

(2) 個人住民税の申告において、医療費控除又は特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の適用を受ける者は、現行の医療費の領収書又は医薬品購入費の領収書の添付又は提示に代えて、医療費の明細書又は医薬品購入費の明細書を個人住民税の申告書に添付しなければならないこととする。

この場合において、市町村長は、法定納期限の翌日から5年間、当該適用に係る医療費の領収書（医療保険者から交付を受けた医療費通知書を医療費の明細書として添付した場合における当該医療費通知書に係る医療費の領収書を除く。）又は医薬品購入費の領収書の提示又は提出を求めることができることとし、当該求めがあったときは、その適用を受ける者は、これらの領収書の提示又は提出をしなければならない。

(注1) 上記の改正は、平成30年度分以後の個人住民税の申告書を平成30年1月1日以後に提出する場合について適用する。

(注2) 経過措置として、平成30年度分から平成32年度分までの個人住民税の申告については、現行の医療費の領収書又は医薬品購入費の領収書の添付又は提示による医療費控除又はセルフメディケーション税制の適用もできることとする。